

市民参加条例の検討項目について

検討項目（内容）		検討委員会での意見や考え方	他市事例	
基本的な事項	前文	条例の趣旨	・	
	目的	条例の目的	・（市政に参加するための基本的な事項を定め、住みやすいまちをつくることを目的とする。）	
	定義	用語の定義	・「市民参加」とは ・「市民」をどう捉えるか。（住民、通学者、通勤者、法人・・・） ・	（市民参加） 執行機関が行う政策の形成、執行、評価及び政策の形成への反映の過程に市民が主体的に参加することをいう。 （市民） 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの、事業を営むものをいう。
	市民の役割	市民参加における市民の基本的な役割	・負担と効果、何をどこまで実現するのか。 ・行動に移す人、考えは持っている人、無関心な人など、いろいろな市民がいる。 ・	・自らの発言と行動に責任を持って市民参加を行う。 ・市民相互の自由な発言を尊重する。
	市の役割	市民参加における市の基本的な役割	・市民だけでなく職員の成長も必要。 ・市民の意見を市政に活かすところまで至っていないのでは。 ・	・市民に積極的に情報を提供し、市民参加の推進に努めなければならない。 ・市民が参加しやすい市民参加の機会を積極的かつ公平に提供しなければならない。 ・市民参加の手続により述べられた意見等を十分考慮し、その反映に努めなければならない。 ・市民参加の手続により述べられた意見等に対する検討の結果について、わかりやすく説明しなければならない。 ・市民が年齢、障害の有無、国籍等にかかわらず市民参加の機会を得ることができるよう努めなければならない。
	（ ）			

検討項目（内容）		検討委員会での意見や考え方	他市事例	
市民参加の 手続き	市民参加の対象	市民参加の対象となる事項の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・「市民生活に影響を与える重要な条例や計画など」の制定時 ・何を対象とするのか、大きなものから小さいものまでいろいろある。 ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画及び市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更 ・市の基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃 ・広く市民の公共の用に供される大規模な施設の設置に係る計画等の策定又は変更 ・市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃 <p>（次の各号のいずれかに該当する場合は、対象事項としないことができる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 軽易なもの ・ 緊急に行わなければならないもの ・ 法令の規定により実施の基準が定められているもの ・ 市の内部の事務処理等に関するもの
	市民参加の手法		<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体の手法として何を定めるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会等の設置 ・ 意向調査（市民アンケート）の実施 ・ 意見交換会等（意見交換会、公聴会、タウンミーティングなど）の開催 ・ 意見公募手続（パブリックコメント）の実施 ・
	市民参加の実施 （マッチングルール）	対象となる事項に対し、市民参加を実施すること		<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な時期に、適切と認める1以上の手法により行わなければならない。 ・ 特に市民への影響が大きいと認めるものを実施しようとするときは、意見交換会の開催を含む2以上の方法により、市民参加の手続をそれぞれ適切な時期に行わなければならない。
	（ ）			
市民参加の 推進	市民参加の推進	市民参加を推進するための仕組み		<ul style="list-style-type: none"> ・ この条例に基づく市民参加を推進するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、〇〇市市民参加推進・評価会議を置く。
	市民参加の実施状況の公表	市民参加の実施状況の公表		<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長は、毎年度1回、市民参加の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとします。
	（ ）			